

令和 6 年 8 月 21 日

市政記者クラブ 様

中区役所区政部総務課
担当：近藤（電話 265-2210）

中区役所における文書の配付誤りについて

中区において、下記のとおり通達員による配付誤りがありましたのでご報告いたします。

記

- 1 発生日
令和 6 年 8 月 20 日（火）
- 2 発生場所
中区名城学区内（中区丸の内二丁目付近）
- 3 事実の概要
令和 6 年 8 月 19 日（月）、通達員が A さんに配付すべき「市県民税（普通徴収）納税催告書（以下、「催告書」という。）」を B さんに配付しました。B さんが封筒を開封したところ、A さん宛てのものであったことから、8 月 20 日（火）、栄市税事務所にご連絡をいただき、配付誤りが判明しました。
- 4 漏えいした個人情報
住所、氏名、市県民税・森林環境税第 1 期分の税額
- 5 対応
 - ・ B さんについては、8 月 20 日（火）、栄市税事務所職員が訪問し、謝罪するとともに、催告書を回収しました。
 - ・ A さんについては、同日、区役所職員が訪問しましたが不在であったため、引き続き訪問し、謝罪するとともに催告書をお渡しする予定です。
- 6 原因
集合ポストに投函する際の確認が不十分であったため。
- 7 再発防止策
通達員全員に対し、個人情報及び配付文書の重要性を改めて周知するとともに、配付時に必ず住所と氏名を確認したうえで投函するよう注意喚起を行い、文書の確実な配付を徹底します。